

# 鹿児島市における自転車関係施策推進の基本的考え方

## 1 はじめに



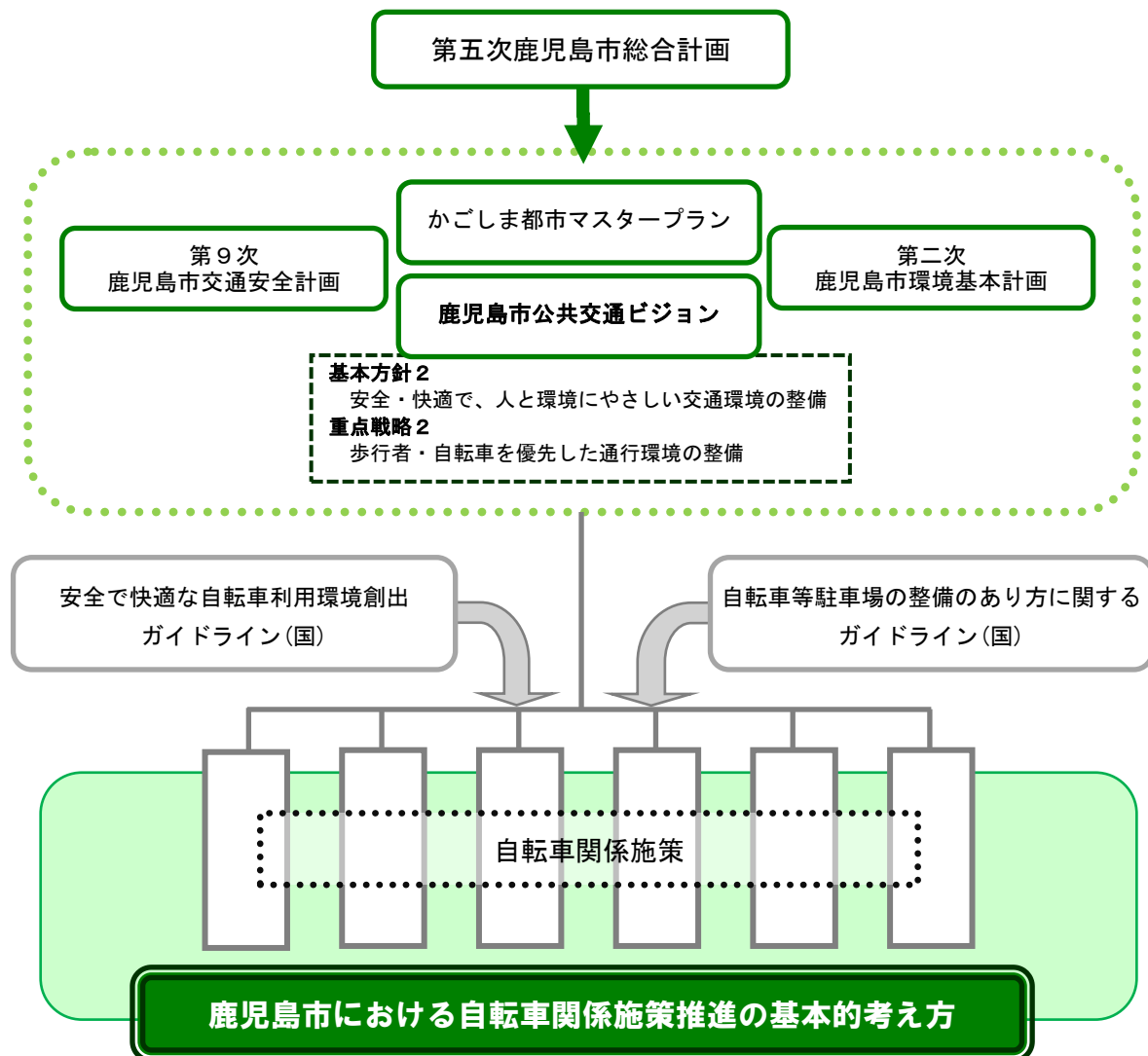
### 1-1 「基本的考え方」の位置づけ

本市における自転車関係施策は、本市の将来像を示す「第五次鹿児島市総合計画」やまちづくりの基本となる「かごしま都市マスタープラン」等の計画に基づき実施されています。

特に、平成21年度に策定した鹿児島市公共交通ビジョンにおいては、基本方針の一つとして「安全・快適で、人と環境にやさしい交通環境の整備」を掲げ、その重点戦略の一つに「歩行者・自転車を優先した通行環境の整備」を位置づけています。

また、国において「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」等が示されるなど、これまで進められてきた各種自転車関係施策における問題点等を踏まえつつ、近年の環境意識や健康志向の高まりなどの自転車利用ニーズを捉えた総合的な施策推進が求められています。

このようなことから、本市における自転車関係施策の進め方について、相互連携に留意しながら、より一層効果的な施策の推進が図られるよう、基本的な考え方を整理するものです。



### 1-2 これまでの取組と今後の課題

	これまでの主な取組	主な効果	今後の取組課題
走行環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自転車走行空間整備（パース通線等）</li> <li>○自転車走行空間のネットワーク化の検討</li> <li>○天文館地区における自転車走行空間の試行整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歩行者、自転車、自動車の分離による安全性の確保</li> <li>○自転車通行ルールの周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自転車走行空間のネットワーク化</li> </ul>
駐輪環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放置禁止区域の設定</li> <li>○自転車等駐車場の整備・管理運営</li> <li>○放置自転車等の指導・撤去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放置自転車及び撤去自転車の減少</li> <li>○歩行者の通行障害の減少</li> <li>○都市景観の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■依然として残る放置自転車への対策</li> </ul>
ルール・マナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ルール・マナーの啓発活動</li> <li>○OTSマーク*の普及促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ルール・マナーの周知</li> <li>○自転車関連の交通事故件数の減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自転車通行ルールの周知徹底</li> <li>■自転車盗難件数の増加への対応</li> </ul>
利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電動アシスト自転車購入補助</li> <li>○コミュニティサイクル社会実験・導入検討</li> <li>○リサイクル自転車フェア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自転車利用の促進</li> <li>○市民の健康増進</li> <li>○観光周遊等における高い自転車利用ニーズの確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■手軽な交通手段としての利便性向上</li> </ul>

\*OTSマーク：TRAFFIC SAFETY（交通安全）の頭文字をとったもの。道路交通法に定められた大きさ、構造、性能等の基準に適合した安全な普通自転車であることとし、点検日から1年間傷害保険と賠償責任保険が付帯される。

さらなる安全性の向上

さらなる利便性の向上

## 2 自転車関係施策推進の方針



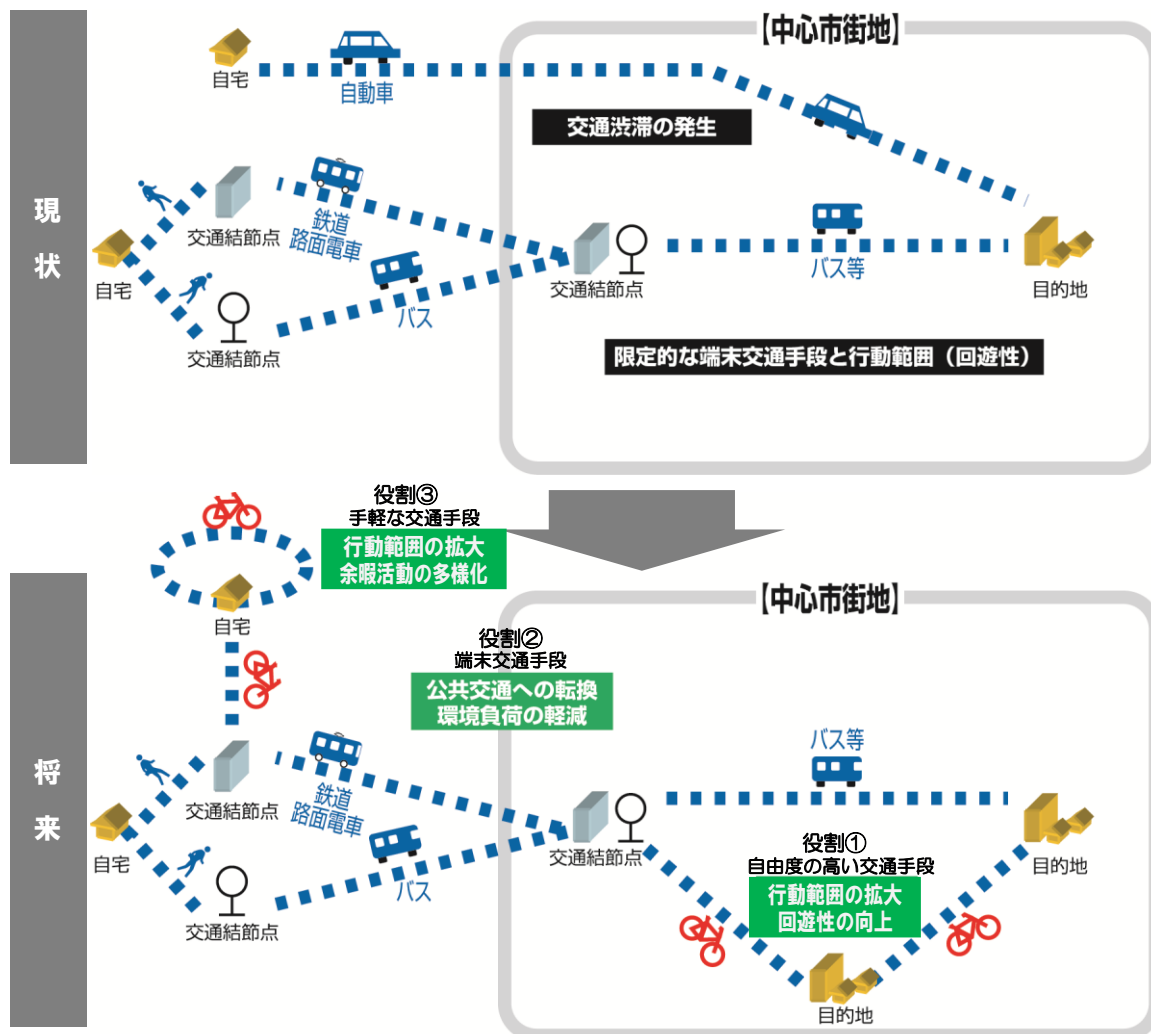
近年の環境意識や健康志向の高まり等による自転車利用ニーズの増大を捉え、鹿児島市における交通手段としての自転車の役割と関係施策を推進するにあたっての方針を設定します。

### 2-1 自転車の役割

『徒歩移動や公共交通を補完する手軽な交通手段』

- ① 中心市街地においては、市民や観光客にとって、これまで徒歩や既存公共交通網（観光周遊バスを除く）でカバーできなかった移動ニーズに対応し、**行動範囲の拡大**と**回遊性の向上**を促進する**自由度の高い交通手段**としての役割を果たします。
- ② 郊外部や地形的な制約の伴う丘陵地においては、「自転車＋公共交通」の利便性を向上させることにより、クルマから**公共交通への転換**を図り、**環境負荷の軽減**を促進する**端末交通手段**（公共交通との乗継）としての役割を果たします。
- ③ 日常の生活圏においては、健康志向等の高まりに対応し、**行動範囲の拡大**や**余暇活動の多様化**を促進する**手軽な交通手段**としての役割を果たします。

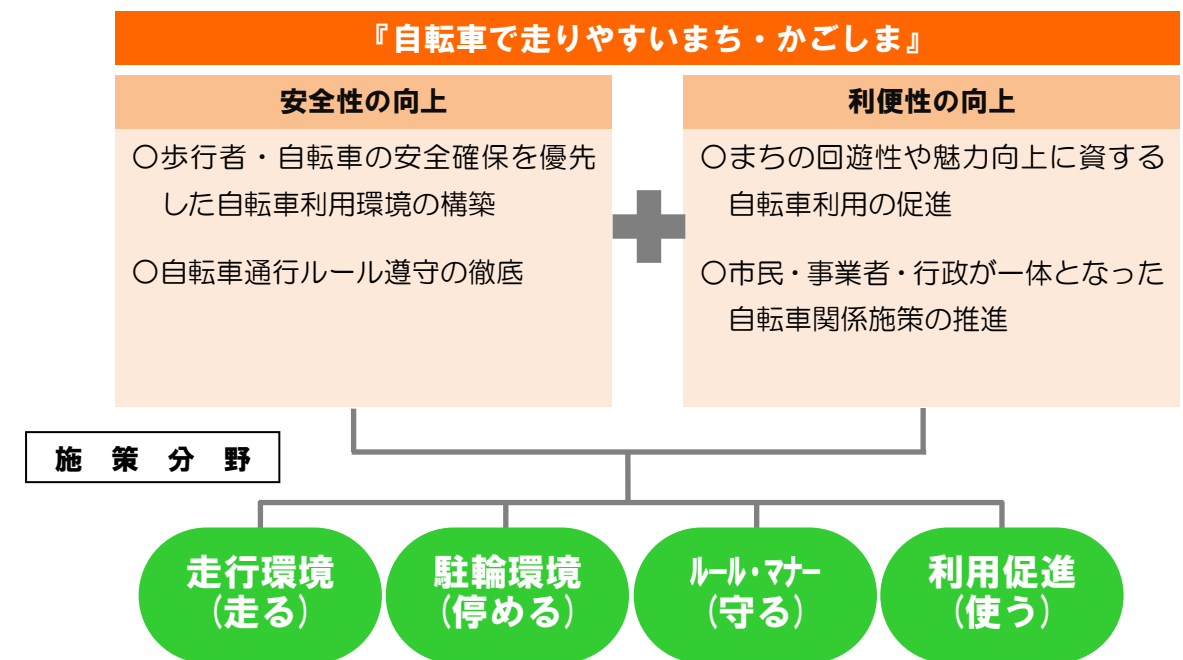
#### 【自転車利用のイメージ】



### 2-2 施策推進の方針

- ① 鹿児島市公共交通ビジョンの目標年次である平成33年度に向け、「自転車で走りやすいまち・かごしま」の実現を目指し、「安全性の向上」及び「利便性の向上」の観点から施策を推進します。
- ② 環境意識や健康志向の高まりなどの時代潮流に伴う自転車利用ニーズや注目度の増大を踏まえつつ、総合的な自転車関係施策を展開します。  
(「3 自転車関係施策の体系」参照)
- ③ 各種の自転車関係施策を相互に連携させ、効果的な推進を図ります。  
(「4 自転車関係施策の推進に向けて」参照)

#### 基本コンセプト

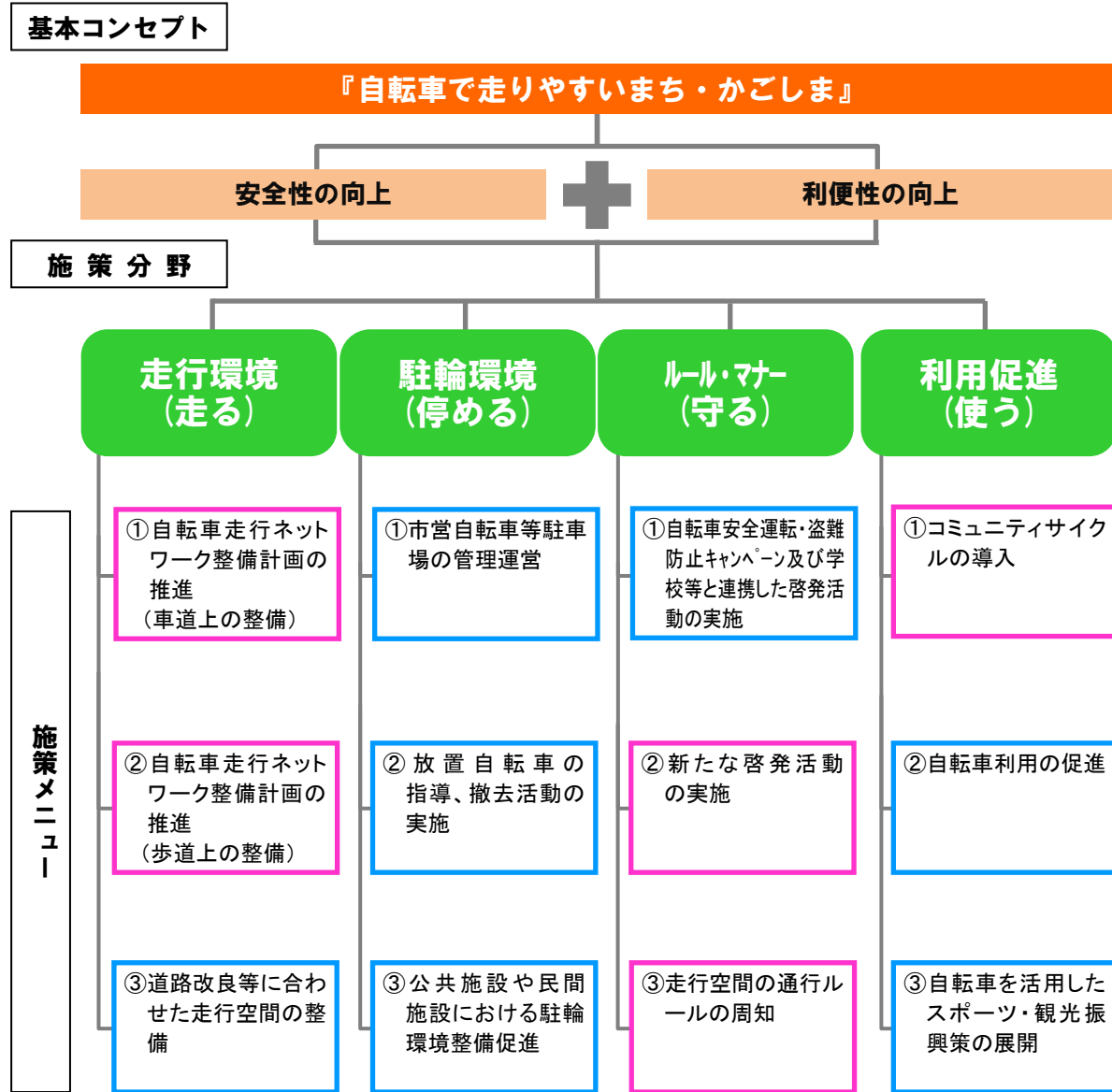


### 3 自転車関係施策の体系



今後の自転車関係施策を効果的に進めるため、これまでの施策展開を基本としつつ、利用者の意向や利用実態を把握し、利用ニーズに適合した分野ごとの施策を総合的に展開します。

#### 3-1 施策の体系



※   : 継続メニュー   : 新規検討・拡充検討メニュー

#### 3-2 分野ごとの施策

##### 1) 走る : 安全な自転車走行空間ネットワークの構築

###### 走る

###### 【取組内容】

- 自転車走行ネットワーク整備計画を策定し、計画的かつ戦略的に自転車走行空間の整備を進めます。
- 自転車走行ネットワーク整備計画の区域外においても、電線類地中化等の関連事業による道路改良のタイミングに合わせ、道路状況等に応じて自転車走行空間の整備を進めます。

###### ① 自転車走行ネットワーク整備計画の推進 (車道上の整備)

- ・利用ニーズに基づくネットワーク路線の設定及び安全性向上に向けた走行空間整備方針の設定
- ・計画的な自転車走行空間の整備  
〔自転車専用通行帯  
路面表示による自転車通行位置の誘導〕



###### ② 自転車走行ネットワーク整備計画の推進 (歩道上の整備)

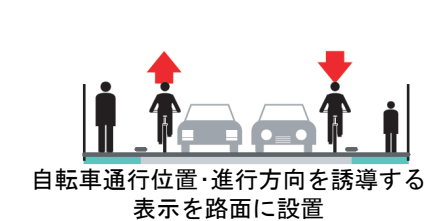
- ・※上記①に同じ  
〔自転車歩行者道における自転車通行位置の明示  
路面サインによる自転車の車道側通行の啓発〕



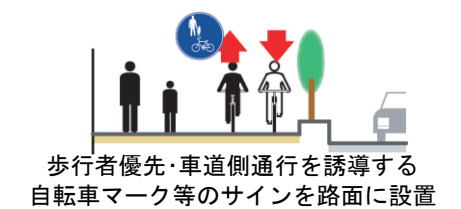
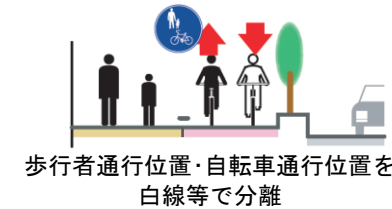
###### ③ 道路改良等に合わせた走行空間の整備

- ・自転車走行ネットワーク整備計画の区域外においても、道路改良等に合わせた道路状況等に応じて走行空間を整備

###### 車道上の整備パターン



###### 歩道上の整備パターン



## 2) 停める：適切な駐輪施策の推進

### 停める

#### 【取組内容】

- 市営自転車等駐車場の管理運営を行うとともに、放置自転車等の指導、撤去活動を継続的に行い、歩行者の通行環境や都市景観の向上を図ります。
- 附置義務による自転車等駐車場の整備に加え、駐輪需要の生じる施設設置者との連携等による駐輪環境の整備を促進します。

#### ① 市営自転車等駐車場の管理運営

- ・安全かつ快適な駐輪環境の提供



#### ② 放置自転車の指導、撤去活動の実施

- ・放置自転車の発生状況を定期的に調査し、駐輪マナーの指導や撤去活動を実施



#### ③ 公共施設や民間施設における駐輪環境整備促進

- ・附置義務による整備に加え、施設設置者との連携等による駐輪環境の整備を促進

市営自転車等駐車場（有料）

名称	収容台数	一時利用	定期利用
鹿児島中央駅東	2,000台	○	○
鹿児島中央駅西	1,100台	○	○
黒田踏切	20台		○
中町	515台	○	○
東千石	239台	○	○
山之口	396台	○	○
二本松	190台	○	○
西千石	120台	○	○
おつきや	154台	○	
松山通	70台	○	
	4,804台		

市営自転車等駐車場（無料）

名称	収容台数
南鹿児島駅	270台
谷山電停（4箇所）	330台
谷山駅	1,350台
慈眼寺駅	330台
坂之上駅	200台
喜入駅	200台
生見駅	70台
薩摩松元駅	60台
上伊集院駅	180台
宇宿駅	300台
広木駅	200台
	3,490台

## 3) 守る：多様な機会を捉えた啓発活動の展開

### 守る

#### 【取組内容】

- 自転車利用者を対象とした従来からの啓発活動に加え、歩行者や自動車利用者を含む社会人や高齢者等の幅広い層を対象とした新たな啓発活動についても取り組みます。
- 啓発活動の推進については、行政のみならず、市民や公安委員会、関連団体等と連携し、幅広く多様な機会を捉えた活動を行います。

#### ① 自転車安全運転・盗難防止キャンペーン及び学校等と連携した啓発活動の実施

- ・公安委員会等との連携によるマナーアップの推進と自転車盗難の削減
- ・自転車盗難防止モデル校・安全利用モデル校における啓発活動の実施
- ・地元住民や中学、高校生等の参加によるマナーアップキャンペーンの実施
- ・各種イベント時におけるTSマーク※の普及に向けた啓発



#### ② 新たな啓発活動の実施

- ・社会人や高齢者等のターゲットを拡充した啓発活動メニューや、市民や関連団体との連携方法の検討と実施（イベント開催時における自転車利用ルールの啓発チラシ配布等）



#### ③ 走行空間の通行ルールの周知

- ・走行空間整備の機会を捉えて、正しい通行ルール（逆走の禁止等）を沿道住民や市民に周知



※TS マーク：TRAFFIC SAFETY（交通安全）の頭文字をとったもの。道路交通法に定められた大きさ、構造、性能等の基準に適合した安全な普通自転車であることとし、点検日から1年間傷害保険と賠償責任保険が付帯される。

自転車ルール・マナー啓発チラシ



#### 4) 使う：手軽な交通手段としての自転車利用の促進

### 使う

#### 【取組内容】

- 市民や観光客の回遊性の向上を図るため、自転車の共同利用を推進します。
- 環境にやさしい交通手段としての自転車の利用を促進するとともに、自転車を活用したスポーツ・観光振興策の展開を図ります。

#### ① コミュニティサイクルの導入

- ・市民・観光客の回遊性向上に向けた自転車共同利用の推進



#### ② 自転車利用の促進

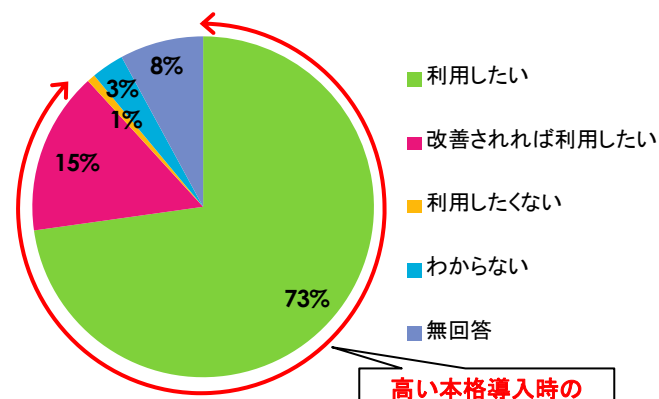
- ・電動アシスト自転車の購入補助等による自転車利用の促進
- ・路上放置等の撤去自転車を、公用車や資源等として再利用
- ・市民や各種団体と行政が連携した自転車を楽しむための取組



#### ③ 自転車を活用したスポーツ・観光振興策の展開

- ・自転車関連イベントの誘致・実施  
(例) サイクルフェスタ in 桜島
- ・観光客等への情報発信

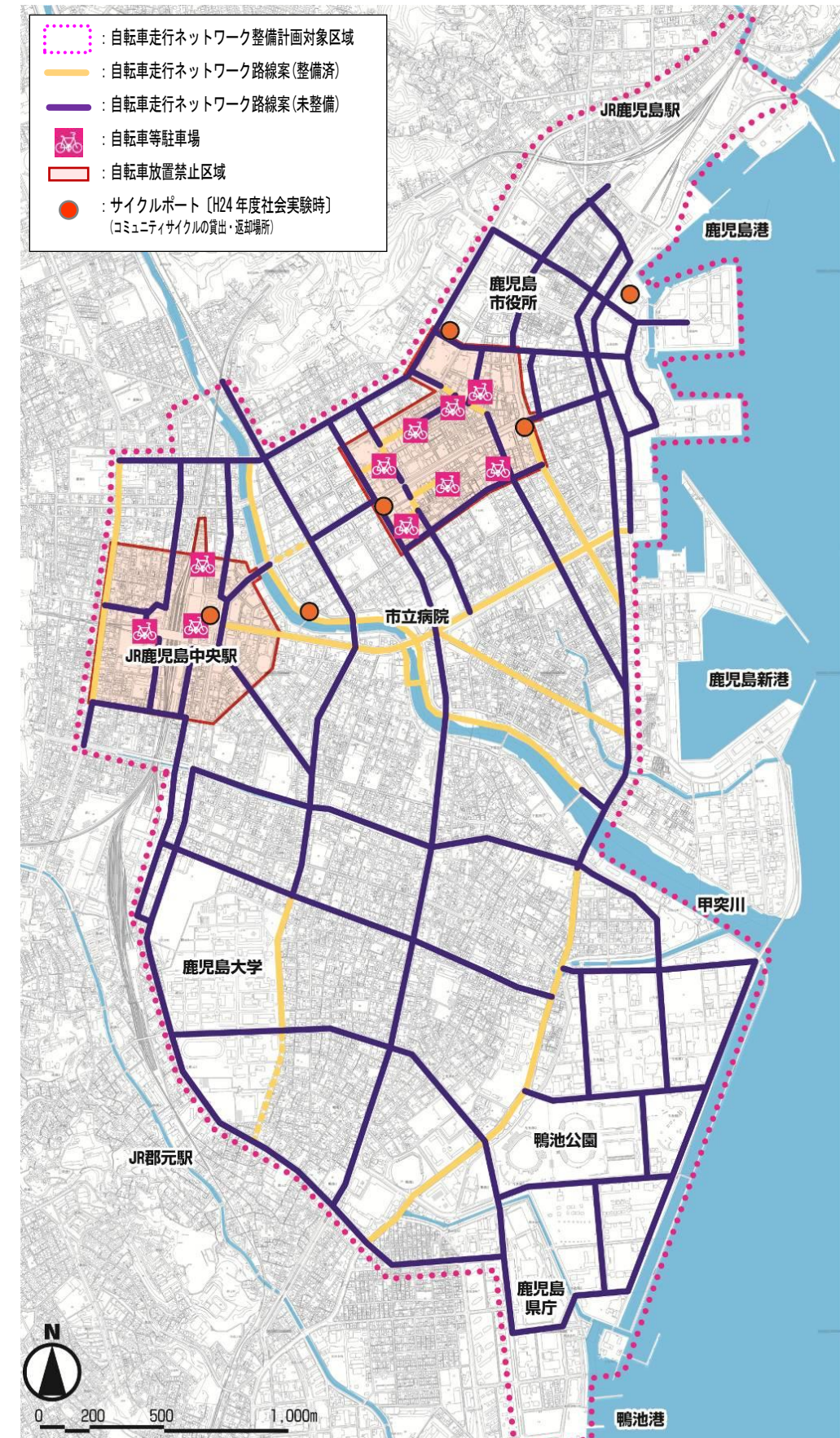
平成 24 年度コミュニティサイクル社会実験の評価（将来利用意向）



高い本格導入時の  
利用意向



(参考) 主な自転車関係施策位置図



※自転車走行ネットワーク路線案については、関係機関等との協議により変更になる可能性があります。

## 4 自転車関係施策の推進に向けて



「自転車で走りやすいまち・かごしま」の実現を目指し、自転車通行ルール・マナーの周知徹底や安全で快適な利用環境の整備を進めるなど、「安全性の向上」に資する施策メニューを重点的に推進しながら、「利便性の向上」に向けた施策メニューを順次展開します。

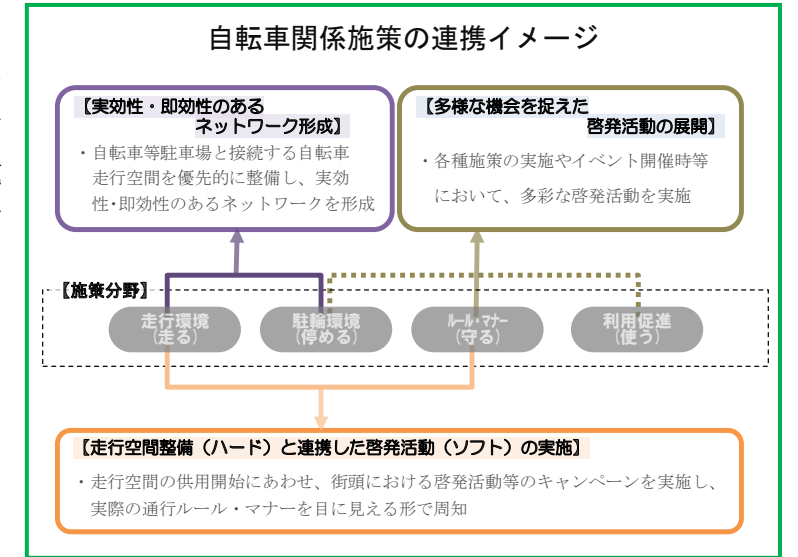
### 4-1 施策の展開方向

	展開方向	施策メニュー	主な関係部局	安全性の向上	利便性の向上
1) 走る	走行空間整備を拡充し、安全に通行できる走行空間ネットワークの構築を進めます。	①自転車走行ネットワーク整備計画の推進(車道上の整備)	建設局	●	●
		②自転車走行ネットワーク整備計画の推進(歩道上の整備)	建設局	●	●
		③道路改良等に合わせた走行空間の整備	建設局	●	●
2) 停める	継続的に駐輪実態や利用者ニーズを把握しながら、適切な駐輪対策を進めます。	①市営自転車等駐車場の管理運営	建設局	●	●
		②放置自転車の指導、撤去活動の実施	建設局	●	●
		③公共施設や民間施設における駐輪環境整備促進	経済局 建設局 (各施設設置者)	●	●
3) 守る	「自転車は車道走行が原則」であることなど、全ての道路空間利用者による交通ルール・マナーの認識と遵守向上を進めます。	①自転車安全運転・盗難防止キャンペーン及び学校等と連携した啓発活動の実施	市民局	●	●
		②新たな啓発活動の実施	市民局	●	●
		③走行空間の通行ルールの周知	市民局 建設局	●	●
4) 使う	自転車利用シーンを拡大し、自転車に乗りたくなる環境づくりを進めます。	①コミュニティサイクルの導入	環境局	●	●
		②自転車利用の促進	環境局 建設局	●	●
		③自転車を活用したスポーツ・観光振興策の展開	経済局 教育委員会	●	●

※   : 継続メニュー   : 新規検討・拡充検討メニュー

### 4-2 施策の進め方

自転車関係施策の推進に際しては、個々に施策を実施するだけでなく、各種の自転車関係施策（ハード整備やソフト施策、その他関係施策）を組み合わせた取組を行うなど相互連携に留意しながら効果的な推進を図ります。



### 4-3 施策の推進体制

自転車関係施策の推進に向けては、鹿児島市公共交通ビジョン推進会議及び同幹事会において、各種施策の進捗状況の把握を行うとともに、道路管理者、公安委員会、市民団体等と連携・協議・役割分担を行いながら取り組みます。

また、必要に応じて自転車施策関係課会議の開催や、その他関係団体等との連携により、具体的な課題や利用ニーズの把握等を行いながら、効果的な取組について検討を行います。

各種施策の実施に際しては、それぞれの施策実施主体において市民ニーズの反映に努めるとともに、施策の進捗状況や効果等について、ホームページ等を通じて積極的に情報発信を行います。

